

太陽光発電施設の工場立地法上の扱いについて(案)

1. 背景

- (1) 現在、水力発電施設・地熱発電施設については、山間部に立地し周辺の地域における生活環境の保持に影響を及ぼさない施設として、工場立地法上の届出対象外としている。また、風力発電施設についても、環境負荷物質の排出のない施設であるため、周辺に自然環境が存在する区域に立地し、周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、生産施設面積率及び緑地・環境施設面積率に関する準則に適合しない場合であっても、地方自治体の判断で勧告しないことができることとしている。

本小委員会での審議を踏まえ、工場立地法運用例規集(技術的助言)中に所要の記載を行ったところ(別添参照)。

- (2) 太陽光発電施設については、地球温暖化対策の1つとして、現在、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において、実用化に向けた実証実験等が行われており、民間事業者等においても、大規模な商用太陽光発電施設を設置する動きが出てきている。
- (3) 太陽光発電施設は、その性質上、太陽光パネル設置のための広大な敷地(10 MW 級で20ha程度)が必要であり、現行制度下においては、工場立地法上の生産施設面積率規制等を受ける。このため、発電に必要な用地の数倍の敷地を確保することが義務付けられることとなり、実用化に向けた事業者の取組みの障害となるおそれがある。

2. 見直し案

- (1) 太陽光発電施設は、風力発電施設と同様に、環境負荷物質を排出しないうえ、騒音等の問題も発生しない施設であるといえる。したがって、風力発電施設と同様に、規制の緩和措置を講じることが適当と考えられる。
- (2) このため、海岸部・山間原野等、周囲に住宅等が存在しない区域に太陽光発電施設が設置される場合であって、都道府県知事等が、周辺地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認める場合には、工場立地法第4条に基づく準則を満たしていない場合であっても、勧告を行わないことができるよう、工場立地法運用例規集に所要の記載を行うこととしたい。

【参考1】工場立地法運用例規集(抜粋)

(法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準)

2 - 2 - 3

法第4条第1項の規定により公表された準則(以下「準則」という。)に適合しない場合は、原則として勧告することとする。ただし、次のような個別的事情が存する場合には当該事情を十分審査の上、勧告しないことができる。

～ 略

森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域に立地する風力発電設備であって、周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合。

【参考2】太陽光発電施設立地イメージ

